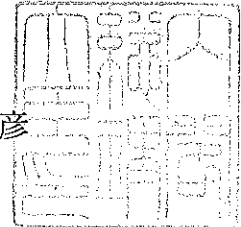




府益担第5648号  
平成24年5月28日

公益社団法人全国学校図書館協議会  
森田 盛行 殿

内閣総理大臣  
野田 佳彦



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

平成24年5月28日 から 平成29年5月27日 まで